

営利目的の特別利用に係る特別利用料の減免について

1 特別利用料の免除

営利を目的とする特別利用の場合、特別利用料の納入が必要ですが、愛媛県総合科学博物館管理規則第4条及び特別利用料減免に関する取扱要綱に基づき、以下の利用については、必要と認め、特別利用料を減免します。

利用しようとする目的が、免除にあたるかどうか確認したい場合は、事前に担当窓口（学芸課 0897-40-4100）とご相談下さい。

項目	具 体 例	減 免 の 額
科学技術に関する教育、学術上の調査研究又は啓発のために特別利用をする者で、知事が必要と認めるもの	・ 学術刊行物への掲載 【学術利用】	全額免除
	・ 教科書への掲載 【教科書利用】	全額免除
	・ 他の博物館等における事業のため用いるとき。 【博物館等利用】	全額免除
博物館の広報に関し効果があると認められる用途に供することを目的として特別利用をする者	・ 総合科学博物館を紹介する記事等への掲載 ・ 総合科学博物館の事業等を紹介する記事等への掲載 【広報利用】	全額免除
前項に定めるもののほか、必要と認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ・ 博物館類似施設、各種展示会で使用するとき。 ・ 私企業が、地域貢献のため参加費無料で行う催しに利用するとき。 ・ 愛媛県又は愛媛県教育委員会が協力する事業のため利用するとき。 ・ その他、他の申請者との間の均衡を失しない範囲内で、館長が特に必要と認めた特別利用 	全額免除 又は一部減額 (個々の事例ごとに、館長が定める。)

「その他、館長が特に必要と認めた特別利用」は、例えば、以下のような場合を想定していますが、免除の可否や減免の額は、個々の事例ごとに、館長が決定することとなります。

(例)

- ・ 当該資料の寄贈者・寄託者の方が利用するとき。
- ・ 収入を得る事業であっても、採算が度外視されていることが明らかなき。